

＜ 令和5年度静岡県薬物乱用対策推進方針の概要 ＞

＜方針の柱1＞ 広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

- ・ **重点** 小学校、中学校、高等学校での「薬学講座」の全校実施(私学振興課、健康体育課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課)
- ・ **重点** 大学、専修学校等での新入生等対象の薬物乱用防止講習会の開催(県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課)
- ・ **新規** 高等学校等の保健主事を対象とした薬物乱用防止に係る研修の実施(健康体育課、薬事課)

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

- ・ **重点** 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の適正な履行状況の確認(社会教育課)
- ・ **重点** 静岡県青少年の非行・被害防止強調月間や子供・若者育成支援強調月間におけるキャンペーンの実施(社会教育課)
- ・ **重点** ラジオ、SNS、ホームページ等を活用した効果的な広報活動の実施(広聴広報課、くらし交通安全課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課)

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- ・ **重点** 学生との協働による大麻乱用防止啓発動画の制作、YouTube等のWEB動画広告を活用した動画発信(薬事課)
- ・ **重点** 大麻乱用防止のためのポスター掲示、リーフレット配架等による啓発活動(労働雇用政策課、職業能力開発課、薬事課)
- ・ **重点** 静岡県宅地建物取引業協会での一人暮らしを始める若者への啓発資材の配布(薬事課)

＜方針の柱2＞ 取締り及び監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- ・ **重点** 大麻等の薬物事犯の徹底した取締りの実施(県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部)
- ・ **重点** 市町と連携した青少年を取り巻く社会環境の実態調査、立入検査を通じての有害環境の実態把握や不備店舗の是正の実施(社会教育課)
- ・ **重点** 少年のい集場所等への街頭補導による薬物乱用少年の早期発見、立ち直り支援等(県警人身安全少年課)

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- ・ **重点** 「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物等の指定(薬事課)
- ・ **重点** 危険ドラッグの買上検査の実施(薬事課)
- ・ **重点** 関係業界との危険ドラッグに係る協定等に基づく販売店の排除、運搬の自粛、不審情報の提供等による連携(薬事課)

(3) 麻薬等取扱施設への監視指導の徹底

- ・ **重点** 医療用麻薬を取り扱う医療機関等への立入検査による麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流し防止のための指導・監督の実施(東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課)

＜方針の柱3＞ 薬物問題を抱える人への支援の徹底

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- ・ **重点** 精神保健福祉センターでの依存問題回復を目指すリカバリーミーティングの開催(障害福祉課)
- ・ **重点** 薬物乱用の初犯者及びその家族に対し、勾留期間を利用した再乱用防止のための資料の閲覧や配布の実施(県警薬物銃器国際捜査課)

(2) 相談窓口の充実強化

- ・ **重点** 依存相談、こころの電話相談、ふれあい相談室、薬物乱用通報・相談窓口等による薬物依存者等への支援(障害福祉課、県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課)
- ・ **新規** 若年層の心に訴えるポスターを制作し、大麻問題を抱える若年層等に対し相談ができる窓口があることの周知を実施(薬事課)

(3) 適切な医療保護対策の実施

- ・ **重点** 精神保健福祉法に基づく緊急医療が必要な措置入院者の精神科病院での保護、受診指導、助言等(障害福祉課)